

### (3) いじめ防止基本方針（概要）

#### ①いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、その生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ②いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ア. いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築させ、いじめを生まない土壌を作るために、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む必要がある。早期発見・早期対応が極めて重要であり、生徒が発するサインを見逃すことなく、日ごろから丁寧に生徒を観察することが必要である。

また、規律のある授業や行事を作り、主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団作り・学校づくりを行っていく。

##### イ. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごすことなく、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

##### ウ. いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対し当該いじめにかかわる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### ③いじめ問題対策チームの設置（常設）

##### ア. 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

##### イ. 構成

校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、児童生徒支援、教育相談担当、養護教諭、学年主任（学年代表）、スクールカウンセラー（SC）とし、内容や状況に応じて、当該の学級担任や部活動顧問等、必要と思われる教職員を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

##### ウ. 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の状況把握及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応

エ. 対応の実態（組織図）

